

第10回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和4年2月24日 13:30~14:00			
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 議会議場			
3. 出席委員	<p>1番 野村 照明委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 5番 廣瀬女公美委員 6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 礼子委員 8番 淺野 徳昭委員 9番 細川 裕委員 10番 菅原 雄一委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番 瀬戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 18番 佐藤 泰正委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 獻委員 21番 志賀 忠浩委員</p> <p>(以上 19名)</p>			
4. 欠席委員	2番 菊池 利治委員	17番 松下 裕幸委員		
5. 参与者	<p>農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人 (以上 3名)</p> <p>会議録署名委員の指名 20番 野澤 獻委員 21番 志賀 忠浩委員</p>			
6. 議事日程	会期決定について	令和4年 2月 24日 (1日)		
	<p>報告第13号 現況証明願について (市街化区域) 報告第14号 農業委員会のあっせん証明願について 議案第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第46号 現況証明願について 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第48号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</p>			

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第10回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は19名です。</p> <p>議事録署名人に20番、野澤勲委員、21番、志賀忠浩委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日2月24日の1日と致します。</p> <p>それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 山根事務局長	<p>会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
事務局 山根事務局長	<p>報告第13号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第13号「現況証明願」についてご報告致します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願があり、2月3日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。</p>
議長 野村会長	ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に報告第14号「農業委員会のあっせん証明願」につ

事務局

山根事務局長

いて報告して下さい。

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の8ページにございます、報告第14号「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番ですが、[REDACTED]氏より、農用地の売買による譲渡所得の特別控除を受けるため、2月3日に申請がありましたので、農地基本台帳により農業委員会のあっせんによる農用地の譲渡であることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の「農業委員会のあっせん証明願」についてご報告致します。

ただいま事務局から説明がありました報告第14号「農業委員会のあっせん証明願」について質問等を求めるます。

なし

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の10ページにございます、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他10筆、面積[REDACTED]m²の農用地について、借主であります[REDACTED]氏との間で、令和4年1月28日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

ただいま説明がありました、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案

に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第45号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については原案のとおり決定致します。

それでは次に、議案第46号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第46号「現況証明願」についてご説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件の申請がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が16ページと17ページにございます。

公簿地目が牧場である[REDACTED]の1筆、面積[REDACTED]m²の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、[REDACTED]氏より現況証明願がございました。

2月8日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の福西範委員より報告をお願いします。

委員

福西委員

議案第46号「現況証明願」の1番について報告致します。

現況証明願の1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、面積[REDACTED]m²の土地についてであります。令和4年2月8日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

野村会長

福西範委員、ありがとうございました。

それでは、議案第46号「現況証明願」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第46号「現況証明願」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第46号「現況証明願」の1番については原案のとお

	り決定致します。
事務局 山根事務局長	それでは、次に、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について事務局より説明して下さい。
	それでは、議案書の18ページにございます、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。
	今回は、釧路地区で2件の計画がございます。
	お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。
	議案書19ページの表の1番は、資料が20ページと21ページにございます。
	██████氏が所有する、██████████、他7筆、面積合計██████m ² の農用地について、████████に██████円で売買による所有権移転を行うものです。
	次に、表の2番は、資料が20ページと22ページにございます。
	██████氏が所有する、██████████、他2筆、面積合計██████m ² の農用地について、██████氏に██████円で売買による所有権移転を行うものです。
	以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。
議長 野村会長	議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については原案のとおり決定致します。
	次に、議案第48号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
事務局 山根事務局長	事務局より説明して下さい。
	議案書23ページにございます、議案第48号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。
	農地所有適格法人は、毎年事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法

	人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
	今回1件の報告がございました。
	議案書24ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[REDACTED]で、令和3年9月決算の報告となります。
	本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。
	以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第48号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
	質問がないようですので、採決致します。
	議案第48号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について賛成の委員は举手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手)
	全会一致で賛成と認め、議案第48号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については原案のとおり決定致します。
	これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。
	なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 2月 24日

議 長 野 村 照 明

署名委員 野 沢 審、

署名委員 丸 賀 忠 渥